

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書を発送します ～臨時特別給付金に関する各区相談窓口と事務センターを設置～

千葉市では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯のうち、住民税非課税世帯に該当する世帯に対し、振込口座等を確認するための確認書を令和4年1月31日（月）から、世帯主あてに順次発送しますので、お知らせします。

給付金は、確認書の内容をご確認いただき返送されたものを審査した後に支給します。

また、当該給付金に関する各区相談窓口及び事務センターを開設しますので、併せてお知らせします。

1 確認書の発送

(1) 発送対象世帯

同一の世帯に属する方全員が令和3年1月1日以前から千葉市に住民登録があり、令和3年12月10日（基準日）においても引き続き住民登録がある世帯のうち、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯（約9万7千世帯）

なお、令和3年1月2日以降に千葉市に転入された方等は申請が必要となりますので、下記「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」へお問い合わせください。

(2) 発送日

令和4年1月31日（月）から順次

2 各区相談窓口

(1) 対応内容

確認書、申請書の記載方法や添付書類などの相談に対応します。

（※支給対象の確認や申請の受付は行いません。）

なお、開設当初は、窓口の混雑が予想されますので、まずは「千葉市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター」へのお問い合わせをお願いします。

(2) 開設日 令和4年2月1日（火）

(3) 設置場所 中央保健福祉センター（きぼーる）13階

花見川保健福祉センター3階

稲毛保健福祉センター1階

若葉区役所2階

緑保健福祉センター2階

美浜保健福祉センター4階

※各フロアにブースを設置

(4) 受付時間 8：30～17：30（平日のみ）

3 事務センターの開設

(1) 名称

千葉市非課税世帯等給付金事務センター（千葉市内）

(2) 業務内容

確認書・申請書類の審査、給付管理等

4 添付資料

チラシ1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

チラシ2 住民税非課税世帯等（家計急変世帯）に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

<参考>

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

(1) 対象世帯

ア 住民税非課税世帯

令和3年12月10日（基準日）において、千葉市に住民登録があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯

イ 家計急変世帯

住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

<補足>

令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯です。詳しくは千葉市非課税世帯等給付金コールセンターにお問い合わせください。

※ ア、イいずれも住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

(2) 支給額

1世帯あたり10万円

(3) 申請方法

ア 住民税非課税世帯

本市から非課税世帯に対し確認書を送付し、本市に返送していただきます。

※申請書の提出が必要な場合があります。（令和3年1月2日以降に転入した世帯等）

イ 家計急変世帯

申請が必要となります。

(4) 今後のスケジュール

ア 主な日程

令和4年1月31日（月）	住民税非課税世帯に該当する世帯への確認書送付開始
2月1日（火）	各区相談窓口開設、事務センター開設、申請書受付開始
5月2日（月）	確認書返送期限（消印有効）
9月30日（金）	申請書提出期限（消印有効）

イ 支給予定

(ア) 住民税非課税世帯

確認書（又は申請書）受理後、1か月程度

(イ) 家計急変世帯

申請書受理後、1か月強程度

※住民税非課税世帯より多くの審査項目があるため時間を要する

(5) 問合せ先

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

ア 受付電話番号 0120-201-745（通話料無料）

※ 耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541

イ 対応内容 制度の概要に対応します。

2月1日からは、個別事項のお問合せにも対応します。

ウ 受付時間 8:30～17:30（土日祝も対応※）

※土日祝の対応は、令和4年3月31日まで